

暴風警報・特別警報発令時における臨時措置 及び地震発生の場合の緊急措置について

平素は、本校教育活動にご支援、ご尽力を賜り、ありがとうございます。
さて、本校では、暴風警報・特別警報発令時、また、地震が発生した場合、下記の通り臨時措置を行いますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

記

1、暴風警報・特別警報発令に伴う臨時措置

午前7時現在、貝塚市を含む地域に**暴風警報**または**特別警報**が発令されている場合は、**臨時休校**とします。

登校後、貝塚市を含む地域に、暴風警報または特別警報が発令された場合は、天候の状況等を判断して、下校の措置を取ります。

※大雨警報や洪水警報が発令されても臨時休校にはなりません。その際は安全登校に十分ご留意願います。

2、地震発生の場合の緊急措置

◇貝塚市または隣接市町で、震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・始業前（朝8時20分まで）・・・自宅待機・臨時休校
- ・登下校中・・・揺れが収まるまでその場で安全確保し、揺れが収まったら、学校か家の近い方、安全な方へ避難してください。家に帰っても家族がいない場合は、学校や知り合いの大人のいる安全な場所に避難してください。
- ・授業中（8時20分から終礼まで）・・・授業中止。状況により、学校待機または下校。翌日は臨時休校。
- ・放課後・・・部活動等中止。翌日は臨時休校。

◇貝塚市または隣接市町で、震度5弱未満の地震が発生した場合

- ・通常授業を実施
ただし、学校施設の被害状況や通学路の状況により、臨時休校の措置をとる場合があります。臨時休校になる場合は、学校のホームページ等で連絡します。
※「隣接市町」とは、岸和田市、泉佐野市及び熊取町を言います。

